

原木しいたけ生産を応援します！

# 令和5年度原木しいたけ等生産基盤強化事業

〔県補助事業(事務局:愛媛県森林組合連合会)〕



## 補助対象者・補助されるものは？

- **既存生産者**はもちろん、**新規生産者**も補助を受けることができます
- ➔ 植菌した**原木1本あたり50円以内\***を補助します！
- ➔ 原木きのこ生産に必要な**加工施設整備の1/3\***を補助します！

※補助の条件及び上限があります。詳細は裏面を参照

## 新品種を導入しませんか？

地球温暖化などの気候変動による暖冬や降雨不足により、  
従来型の種菌だけでは収量が安定しないことが懸念されています...

### ○ 「**新品種導入支援分**」 枠を設けました！

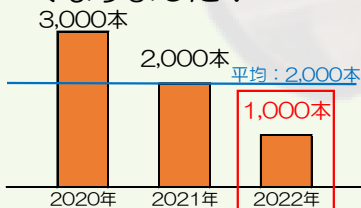
⇒ 複数の品種を生産することで**気候変動に左右されない収量確保を期待**できます！

「**拡大分**」と併用可能で**拡大分以下の生産分も対象**となります！

## 補助がとやすくなりました！

### ① 基準対象生産量の選択

基準対象生産量に「**前年度生産量**」を追加、**選択制**となったことで、何らかの理由で前年度に生産量が減少した場合でも、補助を受けやすくなりました！



〔過去3年平均: 2,000本〕

前年: 1,000本

↑こちらを選択

### ② 加工施設整備の要件緩和

従来、原木補助を受ける方のみが対象となっていたが、**過去3年間平均生産量が2,000本以上であれば補助対象**となりました！

これによって、**拡大が難しい大規模生産者も補助を簡単に受けることができる**ようになりました！

補助内容の詳細は裏面を**チェック**☑



問い合わせ・ご相談は...

愛媛県森林組合連合会 又はお近くの森林組合まで

椎茸・購買センター

TEL) 089-963-4100 (FAX) 089-963-4591 (住所) 松山市中野町甲139-9

\*当事業は県森林環境税を活用しています

# 補助の仕組みについて

## 生産原木に対する補助要件について

事業区分	条件	品種など	補助率	併用	上限額
拡大分	生産者 新規 ▶原木きのこ生産を始めて3年未満 ▶ほだ木を1,000本※1以上新植すること ▶次年度以降も継続して生産を行うこと	▶しいたけ ▶ひらたけ ▶なめこ ▶きくらげ ▶その他原木で生産するきのこ類	50円/本以内 ※3	可能 (重複不可)	両事業区分合わせて25万円
	生産者 既存 ▶原木きのこ生産を始めて3年以上 ▶過去3年間※2平均生産本数もしくは前年の生産本数から500本※1以上生産すること ▶全体で1,000本※1以上の原木を新植すること				
新品種導入支援分	▶原木きのこ生産を始めて3年以上 ▶新品種を500本※1以上新植すること ▶過去3年間※2平均生産本数もしくは前年の生産本数以上生産すること ▶全体で1,000本※1以上の原木を新植すること	▶しいたけのみ ▷発生型が中低温菌以上の種菌であること ▷国内種菌メーカーが販売しているもの ▷従来品種に比べ、多収量・良品比率向上が見込まれる種菌であること			

## 生産加工施設整備に対する補助要件について

事業区分	条件	補助対象	補助率	上限額
原木しいたけ等生産・加工施設整備	▶上記「拡大分」の助成を受ける者 ▶過去3年間※2平均生産本数が2,000本以上の者	▶植菌器具 ▶ほだ木立込資材 ▶散水施設 ▶防風施設 ▶作業道 ▶人工ほだ場 ▶原木シュート ▶運搬車 ▶乾燥機 ▶スライサー ▶その他生産に必要な施設整備	1/3以内 ※3 ただし、作業道は定額400円/m	25万円

※1 原木1本あたり種菌20コマ換算となります。

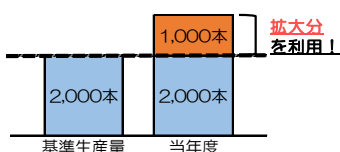
※2 今年度事業における過去3年間は「令和2年度・3年度・4年度」です（なお、年度は本年4月～翌年3月を指します）。

※3 申請件数や予算状況により、補助金を支給できない場合や補助率が下がる可能性がありますので、御了承ください。

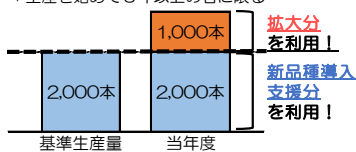
### 原木の補助交付イメージ

▶大きく分けて4パターンになります

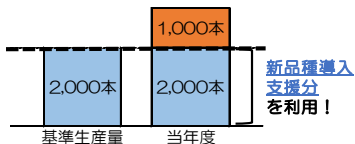
① 拡大分のみ



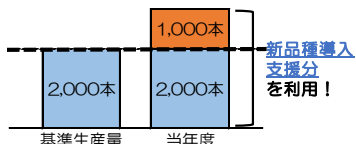
② 拡大分・新品種導入支援分の併用  
\*生産を始めて3年以上の者に限る



③ 新品種導入支援分のみ Part1  
\*生産を始めて3年以上の者に限る

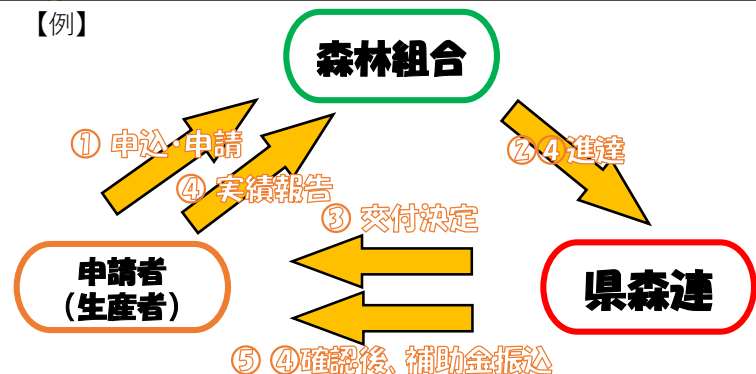


④ 新品種導入支援分のみ Part2  
\*生産を始めて3年以上の者に限る



### 主な補助の流れについて

【例】



\*上記、補助の流れは一例です。森林組合等を介さず、県森連に直接申請することも可能です。

\*申込や実績報告の期限は表面の問い合わせ先までお問い合わせください。